

広島市都市計画マスタープランの評価・検証

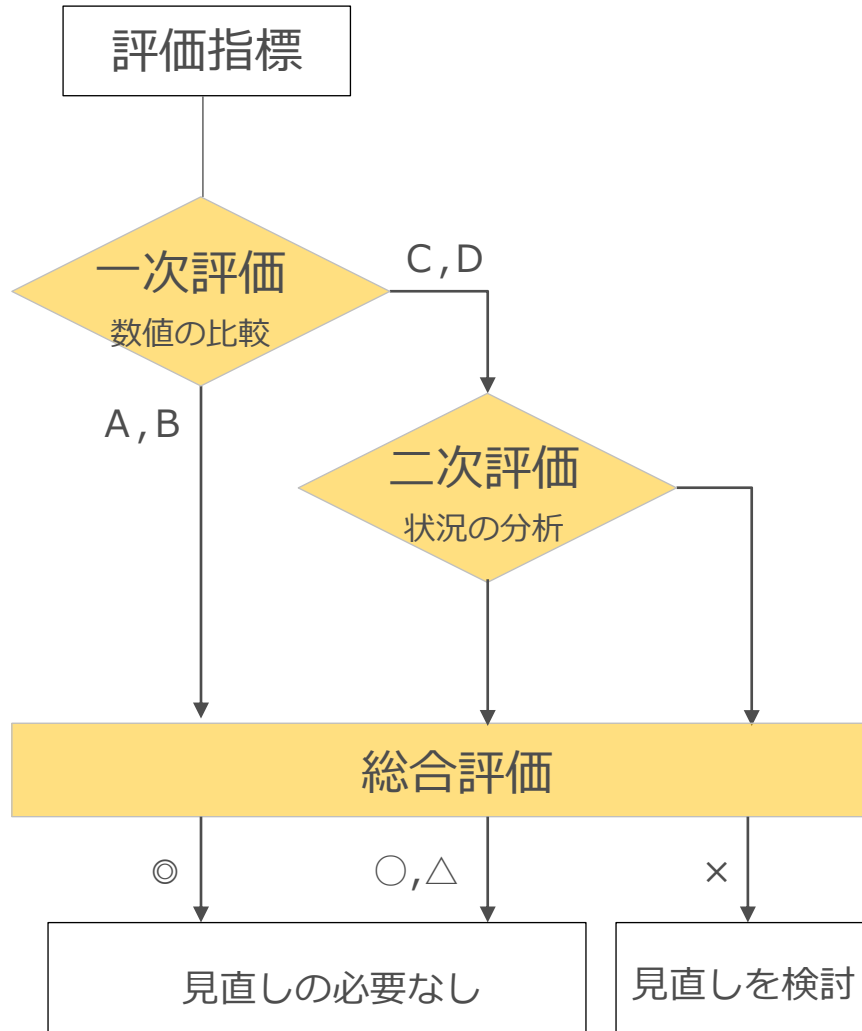
1. 評価指標の検証

	都市づくりの方針	設定した評価指標
活力	① ヒト・モノ・カネの広域的な循環を生み出す求心力のある都心の形成	都心の軌道系交通の乗降者数
		大規模未利用地の活用面積
		都心の交通環境に満足している市民の割合
	② 企業活動を活性化し、地域経済の持続的な発展を支える都市づくり	製造品出荷額等
		企業立地促進補助事業の補助指定件数
	③ 既存ストックを活用した効率的・効果的な都市経営	下水道管路改築延長
		基町市営住宅（高層棟）の住戸の全面改善率
		大規模未利用地の活用面積
魅力	④ 広島ならではの資源を活用した都市づくり	入込観光客数
	⑤ おもてなしの心があふれ、「また来てみたい」「住んでみたい」と思える都市づくり	再訪希望の観光客の割合
	⑥ 美しく品があり、人々に“広島”を印象づけることができる都市景観の創出	ひろしま街づくりデザイン賞（活動部門）の応募件数
		広島市都市デザインアドバイザー会議における協議件数
		広島市の景観を美しいと思う市民の割合
快適性	⑦ 子どもから高齢者まで、誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設の福祉環境整備率
		污水处理人口普及率
		広島市が暮らしやすいまちだと思う市民の割合
	⑧ 環境への負荷が少ないスマートな都市づくり	温室効果ガス排出量
		公園緑地の面積
		公共交通の利用者数
	⑨ 災害に強く犯罪や事故が起こりにくい、安全・安心な都市づくり	防災拠点となる市有建築物の耐震化率
		広域避難路の整備率
		交通事故件数
		刑法犯認知件数

1. 評価指標の検証

検証の流れ

- 評価指標に対して次の流れで検証を行う。



【一次評価／評価の考え方】

今回検証時の指標が、

A：前回検証時及び改定時より上昇

B：前回検証時より低下しているが改定時より上昇

C：前回検証時より低下しているが改定時から横ばい

D：前回検証時及び改定時より低下

※ 温室効果ガス排出量、交通事故件数及び刑法犯認知件数は、排出量等が減少した場合を「指標が上昇」とする。

【二次評価／主な分析の視点】

- ・ 指標の低下の程度や原因
- ・ 低下した指標の推移（回復傾向にあるか）
- ・ 一定の水準や高い割合を維持できているか

【総合評価／評価の考え方】

◎：順調に推移している

○：概ね順調に推移している

△：直ちに改善の必要はないが、今後の推移に留意が必要である

×：改善が必要である

1. 評価指標の検証

都市づくりの方針		マスタープランにおける 評価指標の例	設定した評価指標	改定時 (平成25年度)	前回検証時 (令和2年度)	今回検証 (令和6年度)	対 改定時	対 前回検証時	一次評価	二次評価	総合評価	
活力	① ヒト・モノ・カネの広域的な循環を生み出す求心力のある都心の形成	都心の歩行者交通量の推移	都心の軌道系交通の乗降者数(JR広島駅及びアストラムライン本通駅・県庁前駅)	1779,642人/日 (平成25年度)	1971,922人/日 (平成30年度)	167663人/日 (令和4年度)	-9.1%	-16.3%	D	新型コロナウイルス感染症拡大の影響と想定される指標の低下が見られるが、コロナ禍による落ち込みからは回復傾向にある。	△	
		大規模未利用地の活用状況	大規模未利用地(旧広島市民球場跡地等4地区)の活用面積	10.2ha (平成25年度)	18.8ha (平成30年度)	58.7ha (令和5年度)	+475.5%	+212.2%	A		◎	
		市民の満足度	都心の交通環境に満足している市民の割合	39.7% (平成25年度)	40.3% (平成29年度)	45.0% (令和6年度)	+13.4%	+11.7%	A		◎	
	② 企業活動を活性化し、地域経済の持続的な発展を支える都市づくり	製造品出荷額などの推移	製造品出荷額等	2兆3,693億円 (平成25年度)	3兆1,667億円 (平成30年度)	3兆905億円 (令和4年度)	+30.4%	-2.4%	B		◎	
		企業の立地状況	企業立地促進補助事業の補助指定件数	5.7件/年 (平成19～24年度)	14.3件/年 (平成25～30年度)	8.2件/年 (平成30～令和5年度)	+43.9%	-42.7%	B		◎	
	③ 既存ストックを活用した効率的・効果的な都市経営	都市施設の長寿命化の状況	下水道管路改築延長	0km (平成25年度)	47km (平成30年度)	100km (令和5年度)	-	+112.8%	A		◎	
		市営住宅の改善等の状況	基町市営住宅(高層棟)の住戸の全面的改善率	52.2% (平成25年度)	86.3% (平成30年度)	100.0% (令和5年度)	+91.6%	+15.9%	A		◎	
		大規模未利用地の活用状況	大規模未利用地(旧広島市民球場跡地等4地区)の活用面積	10.2ha (平成25年度)	18.8ha (平成30年度)	58.7ha (令和5年度)	+475.5%	+212.2%	A		◎	
	魅力	④ 広島ならではの資源を活用した都市づくり	観光客数等の推移	入込観光客数	1,151万3千人 (平成25年度)	1,336万2千人 (平成30年度)	1,229万9千人 (令和5年度)	+6.8%	-8.0%	B		◎
		⑤ おもてなしの心があふれ、「また来てみたい」「住んでみたい」と思える都市づくり	市民の満足度	再訪希望の観光客の割合	99.0% (平成25年度)	99.6% (平成30年度)	99.7% (令和5年度)	+0.7%	+0.1%	A		◎
⑥ 美しく品があり、人々に“広島”を印象づけることができる都市景観の創出		市民等による自発的な景観まちづくり活動の状況	ひろしま街づくりデザイン賞(景観まちづくり活動部門)の応募件数	10.0件/回 (平成19～24年度)	17.0件/回 (平成25～30年度)	7.0件/回 (令和元～5年度)	-30.0%	-58.8%	D	指標の低下はあるが、一定の応募件数はあることから、魅力的な景観づくりのために市民や企業が取り組む街づくり活動が進められている。	△	
		公共施設のデザイン向上の状況	広島市都市デザインアドバイザー会議における協議件数	1.2件/年 (平成19～24年度)	1.5件/年 (平成25～30年度)	1.2件/年 (令和元～5年度)	±0.0%	-20.0%	C	前回検証時から指標の低下はあるが、一定の協議件数があることから、広島らしい個性的で魅力のある街づくりを推進できている。	○	
		市民の満足度	広島市の景観を美しいと思う市民の割合	75.5% (平成25年度)	74.9% (平成30年度)	73.7% (令和6年度)	-2.4%	-1.6%	D	指標の低下はあるが、引き続き、高い割合を維持できている。	○	
快適性		⑦ 子どもから高齢者まで、誰もが快適に暮らせるまちづくり	バリアフリー化の状況	公共施設の福祉環境整備率	73.7% (平成25年度)	84.4% (平成30年度)	96.2% (令和5年度)	+30.5%	+14.0%	A		◎
			下水道の整備状況	汚水処理人口普及率	94.9% (平成25年度)	96.6% (平成30年度)	97.5% (令和5年度)	+2.7%	+0.9%	A		◎
	市民の満足度		広島市が暮らしやすいまちだと思う市民の割合	87.2% (平成25年度)	84.8% (平成30年度)	83.6% (令和6年度)	-4.1%	-1.4%	D	指標の低下はあるが、引き続き、高い割合を維持できている。	○	
	⑧ 環境への負荷が少ないスマートな都市づくり	温室効果ガス排出量の推移	温室効果ガス排出量	879万6千トンのCO2 (平成25年度)	776万2千トンのCO2 (平成30年度)	660万6千トンのCO2 (令和4年度)	+33.2%	+17.5%	A		◎	
		公園緑地の面積の推移	公園緑地の面積	958.52ha (平成25年度)	985.22ha (平成30年度)	1,002.70ha (令和5年度)	+4.6%	+1.8%	A		◎	
		公共交通機関の利用者数の推移	公共交通の利用者数	56万8千人/日 (平成25年度)	59万9千人/日 (平成30年度)	49万7千人/日 (令和4年度)	-12.5%	-17.0%	D	新型コロナウイルス感染症拡大の影響と想定される指標の低下が見られるが、コロナ禍による落ち込みからは回復傾向にある。	△	
	⑨ 災害に強く犯罪や事故が起こりにくい、安全・安心な都市づくり	公共施設の耐震化率の推移	防災拠点となる市有建築物の耐震化率	68.5% (平成25年度)	87.9% (平成30年度)	95.9% (令和5年度)	+40.0%	+9.1%	A		◎	
広域避難路の整備率の推移		広域避難路の整備率	79.6% (平成25年度)	81.4% (平成30年度)	85.0% (令和4年度)	+6.8%	+4.4%	A		◎		
交通事故件数等の推移		交通事故件数	5,903件 (平成25年)	3,353件 (平成30年)	1,886件 (令和4年度)	+213.0%	+77.8%	A		◎		
刑法犯罪認知件数の推移		刑法犯認知件数	10,472件 (平成25年)	6,859件 (平成30年)	5,882件 (令和4年度)	+78.0%	+16.6%	A		◎		

【一次評価】 A：対前回検証時、対改定時ともに指標が上昇 B：対前回検証時は指標が低下、対改定時は指標が上昇

C：対前回検証時は指標が低下、対改定時は指標が横ばい D：対前回検証時、対改定時ともに指標が低下

【総合評価】 ◎：順調に推移している ○：概ね順調に推移している △：直ちに改善の必要はないが、今後の指標の推移に留意が必要である

×：改善が必要である

1. 評価指標の検証

- 設定した指標の7割以上が、順調に推移していることから、「都市づくりの方針」に基づき、着実に都市づくりが進捗していると評価できる。
- 一次評価でC又はDと評価した指標についても、コロナの影響による低下から回復傾向にあることや高い割合又は一定の水準を維持していることから、直ちに改善が必要な状況ではない。

都市づくりの方針	一次評価				総合評価			
	A	B	C	D	◎	○	△	×
① ヒト・モノ・カネの広域的な循環を生み出す求心力のある都心の形成(3項目)	2	0	0	1	2	0	1	0
② 企業活動を活性化し、地域経済の持続的な発展を支える都市づくり(2項目)	0	2	0	0	2	0	0	0
③ 既存ストックを活用した効率的・効果的な都市経営(3項目)	3	0	0	0	3	0	0	0
④ 広島ならではの資源を活用した都市づくり(1項目)	0	1	0	0	1	0	0	0
⑤ おもてなしの心があふれ、「また来てみたい」「住んでみたい」と思える都市づくり(1項目)	1	0	0	0	1	0	0	0
⑥ 美しく品があり、人々に“広島”を印象づけることができる都市景観の創出(3項目)	0	0	1	2	0	2	1	0
⑦ 子どもから高齢者まで、誰もが快適に暮らせるまちづくり(3項目)	2	0	0	1	2	1	0	0
⑧ 環境への負荷が少ないスマートな都市づくり(3項目)	2	0	1	0	2	0	1	0
⑨ 災害に強く犯罪や事故が起こりにくい、安全・安心な都市づくり(4項目)	4	0	0	0	4	0	0	0
合計(全23項目)	14	3	2	4	17	3	3	0
	60.9%	13%	8.7%	17.4%	74%	13%	13%	0%

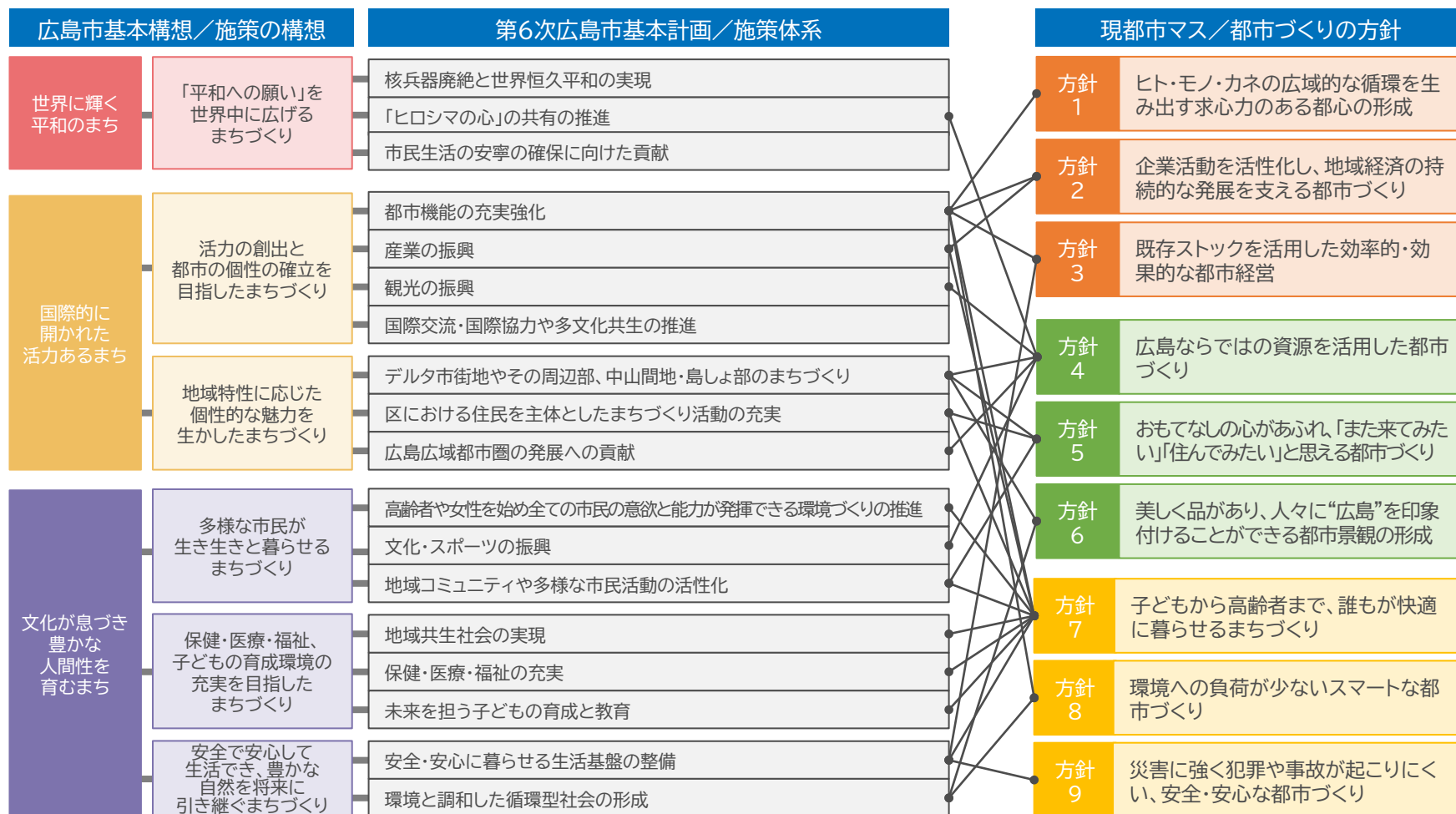
【一次評価】 A：対前回検証時、対改定時ともに指標が上昇 B：対前回検証時は指標が低下、対改定時は指標が上昇
C：対前回検証時は指標が低下、対改定時は指標が横ばい D：対前回検証時、対改定時ともに指標が低下

【総合評価】 ◎：順調に推移している ○：概ね順調に推移している △：直ちに改善の必要はないが、今後の指標の推移に留意が必要である
×：改善が必要である

2. 上位計画との整合

(1) 広島市総合計画との整合

- 広島市総合計画（令和2年度策定）は、策定にあたって広島市都市計画マスタープラン（以下「現都市マス」という。）の方向性と合致するように調整を行っていることから、同計画を構成する第6次広島市基本計画において定められている「『広島市基本構想』を達成するための施策」と現都市マスの「都市づくりの方針」の整合が図られている。

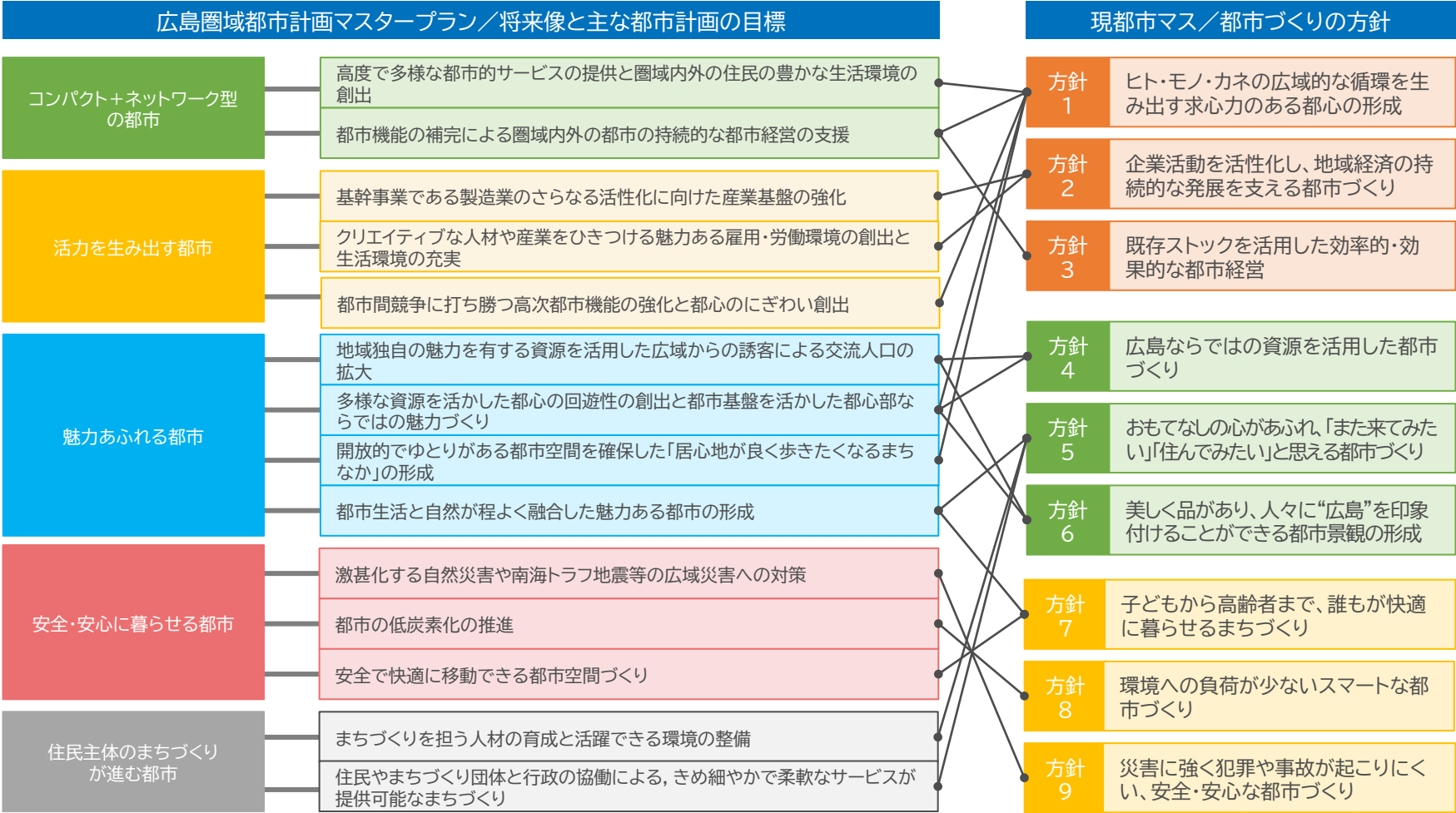


2. 上位計画との整合

(2) 広島圏域都市計画マスタープラン※との整合

※ 広島県では、広域的な都市づくりをより一層推進するため、「広島圏都市計画区域」など複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定している。

➤ 広島圏域都市計画マスタープラン（令和2年度策定）において定められている広島県における都市が目指すべき5つの将来像ごとに設定した「都市計画の目標」と現都市マスの「都市づくりの方針」の整合が図られている。



3. 国の動向等との整合

- 前回の評価・検証以降、国においては、災害の多発化・激甚化、所有者不明の空き地・空き家対策、地域公共交通の維持、二地域居住などのまちづくりに関する政策分野について、法令等の改正が行われている。
- このうち、主なものとしては、都市計画法、都市再生特別措置法及び宅地造成等規制法の改正（盛土規制法の施行）があるが、いずれも現都市マスの「都市づくりの方針」との整合が図られている。
- また、その他のまちづくりに関する法令の改正等についても、現都市マスの「都市づくりの方針」との整合が図られている。

まちづくりに関連する法令等の主な改正との対応

現都市マス／都市づくりの方針									
方針1 成求域ヒ 心的ト 力な・ の循モ あ環ノ るを・ 都生カ 心みネ の出の 形す広	方針2 展地企 を域業 支経活 え済動 るのを 都持活 市統性 づ的化 くなし り発、	方針3 市た既 経効存 営率ス 的ト ・ツク 果を 的活 な用 都し	方針4 活広 用島 しな たら 都で 市は づの く資 り源 を	方針5 といれお 思、も えーて る住まな 都んたし 市で来の づみて心 くたみが りいたあ 心	方針6 観るに美 のこ“し 形と広く 成が島品 で”をあ きを印り る都象、 市付人 景け々	方針7 せで子 る、ど ま誰も ちもか づがら く快高 り適齡 に者 暮ま ら	方針8 ス環 マ境 トヘ のな負 荷都 市が づ少 く ない い	方針9 全が災 ・起害 安こに 心り強 なく犯 都く罪 市い罪 づ、や く安事 り故	
都市計画法の改正(令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和6年度施行)									
○ 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制									●
○ 居住エリアの環境向上			●				●		
○ 氾濫をできるだけ防ぐための対策									●
○ 被害対象を減少させるための対策									●
○ 都市計画における緑地の位置付けの向上						●		●	
都市再生特別措置法の改正(令和2年度、令和4年度施行)									
○ 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制									●
○ 災害ハザードエリアからの移転の促進									●
○ 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり									●
○ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出	●								
○ 居住エリアの環境向上			●				●		
宅地造成等規制法の改正[盛土規制法の施行](令和5年度施行)									
○ スキマのない規制									●
○ 盛土等の安全性の確保									●
○ 責任の所在の明確化									●
○ 実効性のある罰則の措置									●

●：法令等の改正の内容に対応する「都市づくりの方針」

3. 国の動向等との整合

まちづくりに関連する法令等の主な改正との対応

現都市マス／都市づくりの方針									
方針1 成求域ヒ 心的ト 力な・モ の循ノ あるを・ 都生カ 心みネ の出の 形す広	方針2 展地企 を域業 支経活 えるの 都持活 市統性 づ的化 くなし り発、	方針3 市た既 経効存 営率ス 的・ツ ク果を 的活 な用 都し	方針4 活広 用島 しなら たらで 都はの づく資 り源を	方針5 といれお 思、も えーて る住まな 都んたし 市で来の づみて心 くたみが りいたあ ふ	方針6 観るに美 のこ“しく 形が島品 成で”を る印、 都象、 市付人 景けタ	方針7 せで子 ま誰も ちもから づがく高 り適齢に 者暮ら	方針8 ス環 マ境へ トの負 な荷都 市がづ 少く ない	方針9 全が災 ・起害 安こに 心り強 く犯 都く罪 市い、 づや く安事 り故	
バリアフリー法の改正(令和2年度、令和3年度施行)									
○ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化						●			
○ 国民に向けた広報啓発の取組推進						●			
○ バリアフリー基準適合義務の対象拡大						●			
土地基本法の改正(令和元年度)									
○ 土地の適正な利用・管理の確保						●			
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正(令和4年度施行)									
○ 利用の円滑化の促進					●		●	●	
○ 災害等の発生防止に向けた管理の適正化						●		●	
○ 所有者不明土地対策の推進体制の強化						●			
地域公共交通活性化再生法の改正(令和5年度施行)									
○ 地域の関係者の連携と協働の促進			●				●		
○ ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充			●				●		
○ バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充			●				●	●	
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の改正(令和6年度施行)									
○ 二地域居住促進のための市町村計画制度の創設							●		
○ 二地域居住等支援法人の指定制度の創設							●		
○ 二地域居住促進のための協議会制度の創設							●		
都市緑地法等の改正(令和6年度施行)									
○ 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設						●			
○ 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設								●	

●：法令等の改正の内容に対応する「都市づくりの方針」